

令和1・2年度 須坂市建設工事等入札参加資格に係る本店扱い認定の期間延長について

令和3年1月18日  
須坂市 総務部 財政課

令和1・2年度須坂市建設工事等入札参加資格に係る支店・営業所等の本店扱い認定については、下記のとおり認定していますが、須坂市建設工事等入札参加資格の資格有効期間の延長に伴い、認定期間を1年間延長することとします。

記

1 建設工事

(1) 支店・営業所等の名称

(株)北條組須坂支店(本社:長野市)

(2) 建設工事の種類

土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事、舗装工事、造園工事、水道施設工事

2 建設コンサルタント等の業務

(1) 支店・営業所等の名称

黒田整地開発(株)須坂支社(本社:長野市)

(2) 業務

測量、土木関係建設コンサルタント

3 認定期間

延長前:2019年6月1日から2021年5月31日まで

延長後:2019年6月1日から **2022年5月31日まで**

4 その他

延長にあたって特別な申請等は不要です。

担 当 : 総務部 財政課 管財契約係
電 話 : 026-248-9016 (課専用)
ファクシミリ : 026-246-0750
電子メール : s-zaisei@city.suzaka.nagano.jp